

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 19 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局 資 源 循 環 課
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制担当参事官室

令和 8 年度税制改正の大綱について（結果報告）

日頃より廃棄物処理行政の推進に種々御尽力いただきまして感謝申し上げます。

令和 7 年 12 月 26 日に令和 8 年度税制改正の大綱が閣議決定されました。税制改正要望に当たりましては、調査に御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和 8 年度税制改正の大綱において廃棄物関係で要望が認められた事項について、特例措置の対象となる関係者に積極的に周知いただき、当該特例措置の更なる利用拡大を促進していきたいと考えております。別添の内容について、貴管内市町村及び廃棄物処理業者等の関係者に幅広く周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参考】

○令和 8 年度税制改正の大綱

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

担当者：環境省 環境再生・資源循環局

資源循環課 水島

TEL：03-6206-1871（直通）

廃棄物適正処理推進課 三ツ俣、鈴木、佐藤

TEL：03-5501-3154（直通）

廃棄物規制担当参事官室 切川、西川

TEL：03-6457-9096（直通）

令和 8 年度税制要望の結果（廃棄物関係）

○ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

- ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準に関し、
 - ① ごみ処理施設¹、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の認定を受けて設置する廃棄物処理施設²については 1/2
 - ② 一般廃棄物の最終処分場³については 2/3
 - ③ P C B 廃棄物処理施設⁴については 1/3とする特例措置について、適用期限を 2 年間延長すること（令和 10 年 3 月 31 日まで）とされた。

【参考】令和 8 年度税制改正の大綱（抄）

- p. 51 （3）公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、下水道除害施設のうち酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びイオン交換装置を適用対象から除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

¹ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第二項第二号、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第十四項

² 地方税法附則第十五条第二項第六号、地方税法施行規則附則第六条第十八項

³ 地方税法附則第十五条第二項第三号、地方税法施行規則附則第六条第十五項

⁴ 地方税法附則第十五条第二項第四号、地方税法施行規則附則第六条第十六項